

京都市商店街等消費活性化支援事業補助金 (令和5年度補正予算)

商店街や団体等が実施する、事業者の売上向上を図るとともに、生活者支援につながる事業にお使いいただけます！

- ▶ プレミアム付商品券の発行、ポイント還元事業（両事業は補助上限額が2倍に！）
- ▶ クーポンチケットの発行
- ▶ 歳末セール・買物スタンプラリー・抽選会の開催 など

詳細は裏面へ👉

<補助率>

4/5

<補助上限額>

プレミアム付商品券の発行 又は
ポイント還元事業 を実施する場合

構成員数 50以上	200万円	400万円
30~49	150万円	300万円
10~29	100万円	200万円
10未満	50万円	100万円

補助対象者

○商店会、小売市場、中小商業団体等、商業者グループのうち、次の要件を全て満たす者 ※その他にも要件があります。詳細はホームページ・要綱で御確認ください。

- ・ 主たる事務所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じるものとして認められること。
ただし、商業者グループについては、構成員の全てが市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じるものとして認められること。
- ・ 補助対象者(団体)名義の銀行口座を有していること。
- ・ 設立が令和5年11月2日以前であること。

事業対象期間

令和5年4月1日(土)~令和6年2月10日(土)

※補助対象経費はこの期間内に発生し、支払が完了しているものに限りです。

受付期間

令和5年10月2日(月)~同年11月2日(木) ※郵送は当日消印有効

申請方法

郵送 又は E-mail

申請書類等の提出書類は、鉛筆や消せるボールペン等、消せる筆記具での記載は不可

【住所】〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
【E-mail】chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp
【宛名】京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室 商業振興担当

申請書等

申請書類(申請書、定款又は会則、構成員名簿、団体名義の通帳の写し、見積書等)を御提出ください。様式はホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000317452.html>

申請書



お問合せ先

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室(商業振興担当)

075-222-3340

8:45~17:30(土日祝日及び年末年始除く)



京都市

CITY OF KYOTO

Q & A 京都市商店街等消費活性化支援事業補助金

Q1 この補助金はどのような経費に使えますか？

補助金の交付対象となる経費の具体例は次のとおりです。

補助対象者が実施する、事業者の売上向上につながり、かつ、市内又はオンラインで実施される、生活者支援につながる事業に係る経費

- 【具体例】**
- ① 事業費

{	商品券のプレミアム分や還元ポイント分
	(ただし、プレミアム付与率・ポイント還元率の上限は50%)

}	景品代(景品表示法の範囲内かつ市内からの購入品に限る。)
---	------------------------------
 - ② 事務費

{	広報費、委託費、会場使用料、リース・レンタル費(事業対象期間内のもの)
	に限る。)、消耗品購入費 等

○ 主な対象外経費(詳しくはホームページ・要綱を御確認ください。)

- ・商品等の売買が発生しない(売上が向上しない)取組のみの事業は対象外。
(例: 構成員が自店を閉めた状態で実施するお祭り等のみの開催、販売会を実施しない見本市のみの開催等)
ただし、構成員店舗でのセールやオンラインクーポン発行のためのホームページ改修・運用など、売上向上につながる取組を併せて実施する場合は対象。
- ・割引クーポン等における割引分、公租公課(消費税など)、光熱水費、電話・インターネット回線通信料、事業実施に必要なアルバイト代等を除く人件費・家賃等の固定経費、仕入れに係る経費、旅費交通費、飲食・接待費、金券(景品分を除く)、損失補てん、借入に伴う支払利息、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用 等
- ・プレミアム付商品券は、有価証券・金券・商品券等の換金性の高いものや製造たばこの購入、出資や債務の支払い、国や地方公共団体への支払等を利用対象とすることはできません。

Q2 補助金は先着順ですか？

この補助金は先着順ではありません。

ただし、予算の上限に達した場合は、按分した補助金額を交付する場合があります。

Q3 構成員数はどのように確認しますか？

構成員数は申請時に御提出いただく構成員名簿(第2号様式)により確認します。

なお、**構成員は事業者に限ることとし、事業者でない個人会員等は含むことができません。**

Q4 補助金はいつ受け取れますか？

補助金の予定額は、12月上旬を目途に郵送でお知らせします。その後、事業終了後に実績報告書を御提出いただき、補助金額を確定しお支払いします。

また、交付予定額の2分の1の額を上限に、事業終了を待たずに一定額の補助金を受け取ることができ概算払請求制度を設けています。詳しくはホームページ・要綱を御確認ください。

Q5 他の補助金を受けていても重複して申請できますか？

(1) 本市の他の補助金の交付を受ける方

本市の他の補助金の交付を受ける(受けた)方は、それぞれの補助金と**同一事業**については、申請することができません。

(2) 国などの補助金の交付を受ける方

国や自治体、他の行政機関等から補助金を受ける(受けた)事業についても申請可能ですが、国等の補助金がある場合、本市の補助金との合計額が事業費の総額を超えて受けることはできません。